

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-10：拒否の権利

翻訳 石本博子

HA は、医療刑務所で終身刑に服している。HA は、入所中の 1991 年 5 月 24 日に塀から飛び降りたか、落下した。その結果、彼は頸椎を骨折し、四肢麻痺の状態になった。彼は首から下の身体感覚がなくなり、動かすこともできない。

HA は深刻な身体障害や不可逆的な身体の状態に苦しんでいる。医療関係者は、彼のすべての身体機能を援助しなければならず、食事を与えられ、薬を与えられている時は、HA も彼らに協力しなければならない。彼の状態は、すべての身体機能を完全に他者に頼るだけでなく、さらなる医学的治療を必要とする疾患や感染症の影響を受けやすい状態でもある。

1991 年 10 月 11 日から、HA は食事を与えられることをたびたび拒否するようになり、それが深刻な体重減少の原因となって、彼の健康を脅かしている。彼はまた、一般的ケアのために必要な薬や治療も拒否した。その結果、彼は肺動脈塞栓、飢餓、感染症、腎不全の可能性による深刻な死の危険にさらされている。

精神科医であるスタッフは HA を診察し、彼が四肢麻痺の状態にあることでうつ状態になっているが、状況を理解したり認識したりする精神的な能力はあると判断した。

医療刑務所のスタッフの一員であり、HA の主治医である T 医師は、HA に生命維持治療を行いたいと思っている。

医師は生命維持治療を受けることを HA に強制すべきか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい

YES HA は意思決定能力を有しているものの、国事犯として T 医師の保護監督ケアの下にあるため、T 医師は、彼が適切で必要であると考える通りに、無理やり食べさせることや、

その他に相手の意に反する治療を行う責務を負っている。

NO 彼の立場に関わらず、HA は、たとえ拒否することで彼の死を早めるとしても、生命維持治療を拒否する権利がある。法によって、個々人は自分自身の身体の支配者であると見做されており、もしも健全な精神状態ならば、彼は明白に医療を拒否してもよい。医師は、手術やその他のいくつかの治療形態が望ましく、必要であると信じているのであろうが、法は、いかなる形の策略や手口によっても、医師が患者の代わりに判断することを許さない。

NO 死は人生の自然な結末なので、死に至るまでの時間経過の質と比べるなら、死の瞬間についてはそれほど重要視しなくてもよいであろう。特に完全に回復する予後の見込みが低い場合、利益と負担の相対的なバランスは、患者の独占的権限の範囲内でなければならない。

本ケースについてのノート

判決

本事例はその州の最高裁判所で審議された。裁判所は、意思決定能力を有する、十分に情報提供を受けた成人は、たとえ死の危険があろうとも、その個人に何が結果として起きるかに関係なく、あらゆる医療の中止を求め、拒否するという、自己決定の基本的権利を持つと判断を下した。その権利は、拒否または中止される治療の性質によらず、そしてまた、終末期の状態に苦しむ人々のために限定されたものでもない。患者がそれ以上の医学的介入を拒否した時点で、そのようなケアの中止をするのが医師の義務である。

医療を拒否する権利は、平等に基本的であり、インフォームド・コンセントの概念に不可欠である。私たちは、自分自身の価値観に従って選択をする自由を個人に与えることによって、人間の尊厳を尊重する。自律の原則は、インフォームド・リフューザルの権利を含む、インフォームド・コンセントの法原理にとって道徳的な基本である。

本ケースに関わる事実を考えると、組織的安全や公共の安全にとっての脅威を立証する証拠がないため、医療関係者を含む刑務所の職員はそのような治療を実施する積極的な義務 (affirmative duty) はなく、州刑務所に収監された人の選択の自由を拒否してはいけない。

ディスカッション 拒否の権利

人の選択を尊重することは、人が選択し、その選択に基づいて行動する機会を与えること

を意味する。私たちは人々の選択を尊重しなければならないという前提は、私たちが生きる社会の特徴を形作る。生きないという誰かの選択を尊重することは、そのような選択が健全な精神状態で熟慮した結果であるならば、人間としてその人を受け入れることを意味する。

たとえ救命医療であっても、医療を受けることを拒否する権利は、自律という個人の権利や、治療のためにインフォームド・コンセントを取得する必要性によって表される。人が治療を受けないという選択をしたということは、彼の希望の表れでもあり、彼の自律に不可欠な部分である。患者のほんのささやかな選択は、彼の尊厳の表現であって、私たちが社会として彼に与える敬意の表現でもある。

個人が選択を与えられている理由の一つは、自分の選択による結果を担わなければならないのは患者自身であり、それ故に、その選択や結果に対する責任は彼にある、という事実は、『生命倫理と人権に関する世界宣言』の第5条に述べられ、裏付けられている。

人が治療を拒否することを決定し、その選択が死のような劇的な結果をもたらすものである場合、私たちは彼の決定が十分な情報に基づき意思決定能力に基づくものであるのか、それとも感情的または他の圧力を受けた決定であるのかを、検証しなければならない。治療への同意は、「十分な情報に基づいている」ことを確認することが医師の責務であり、同様にまた、治療を受けることへの患者の拒否は、関連するすべての影響への理解と認識をもって行われなければならない。

たとえ私たちが、患者が違う選択をすべきだったと感じたとしても、私たちは患者の個人的熟慮や、彼の宗教的、社会的観点に注意を向けていないのかもしれないということを、私たちは思い起こさねばならない。これらのすべての熟慮を考慮に入れることによってのみ、私たちは正しい決定をもたらすことができ、そしてそれを、医師が尊重し、患者が実現できるように支援しなければならない。

本ケースでは、本質的に脆弱な患者である囚人について話をしている。そうは言っても、私たちは「標準の」人に対してすると全く同じように彼の希望を尊重しなければならない。